

多世代同居住宅取得支援事業補助金Q&A

No.	区分	質問	判定	回答
1	概要	基準日とはいつのことで、どういう意味があるのですか？	/	基準日とは、所有権保存登記または所有権移転登記を完了した日のことです。補助対象となる方や建物の要件、申請期限の起算日となるほか、配偶者加算額や子育て加算額の算出根拠となる人数の判定をする日となります。
2		多世代同居とは、どのようなことですか？	/	基準日時点で同一世帯に義務教育終了前の子供がある者または満40歳未満である者が、親と同一の住居に居住することです。ただし、子が居住する住宅と親が居住する住宅(賃貸住宅は除く。)とのそれぞれの住宅の敷地の最短直線距離が100m以内にある場合も多世代同居としてみなします。
3		対象となる経費には、なにが含まれますか？	/	住宅の新築又は購入に係る費用で、土地の取得・外構工事・付帯設備等や登記に係る費用は含みません。
4	補助対象者	現在市内のアパートに住んでいます。住宅を新たに取得し、親と同居する場合、補助金を受けられますか？	△	同一世帯に義務教育終了前の子供がいる、または、40歳未満である方は、補助金の対象となります。
5		現在市内のアパートに配偶者と子ども3人で住んでいます。新たに住宅を取得し、祖父母と同居する予定ですが、対象となりますか？	○	父母ではなく祖父母との同居も対象となります。
6		新たに取得する住宅の敷地が親の住宅の敷地から直線距離で90mですが、川を挟んでおり、実移動距離は200m程あります。多世代同居としてみなされますか？	○	最短直線距離で100m以内のため、多世代同居としてみなします。
		親が介護施設等に入所しています。補助金を受けることはできますか？	×	本事業は、現に多世代同居を行っている方を対象としているため、質問の内容では対象となりません。
		市内に住宅を取得し、叔父(伯父)・叔母(伯母)と同居する予定です。補助金を受けることはできますか？	×	補助対象者またはその配偶者の直系尊属と同居する必要がありますので、対象となりません。
7		市内在住の親の住宅を建て替えて、親と一緒に住みますが、補助金を受けられますか？	△	建て替える住宅の名義が、補助対象者(同一世帯に義務教育終了前の子供がいる者または40歳未満の者)とその配偶者の持分合計が1/2以上である必要があります。(親の持分が1/2を超える場合は、補助対象外になります。)
8		別荘は対象となりますか？	×	居住とならないため、対象となりません。
10	対象となる住宅について	併用住宅(事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねる住宅)は対象となりますか？	△	併用住宅の場合、居住部分の延べ床面積が50㎡以上で、玄関や居室、浴室、便所、台所その他居住に必要な機能を備えるものについては対象となります。
11		中古住宅は対象となりますか？	○	対象となります。
12		建売住宅は対象となりますか？	○	対象となります。
13		市内の住宅をリフォームし、親と同居予定です。対象となりますか？	×	リフォームは対象となりません。
14		親と同居するために一戸建ての住宅を買借予定です。対象となりますか？	×	アパートを含め、買借は対象となりません。
15		新築されてから2年以上経過している建売住宅を取得しますが、新築住宅として補助対象となりますか？	×	本事業では、検査済証の発行日から2年以上経過している住宅は中古となるため、中古住宅として補助対象となります。
16		共有名義の住宅は対象となりますか？また、誰が申請者となるのですか？	○	共有者の内、補助対象者とその配偶者の持分の合計が2分の1以上ある場合に限り対象となります。共有者で代表者を選定し申請してください。
17		住宅用地を5年前に取得しており、今回その土地に住宅を新築するのですが、対象となりますか？	○	土地の取得に関する要件はありませんので、対象となります。
18		市内在住の親が、親名義で住宅を取得し、子と同居しますが、対象となりますか？	×	子の名義で住宅を取得しないと対象となりません。

No.	区分	質問	判定	回答
19	補助(加算)額について	夫婦ともに40歳を超えていますが、子供がいます。住宅を取得し親と同居する場合、対象となりますか？	△	夫婦ともに40歳を超えている場合でも、同一世帯に義務教育終了前の子供がいる場合は対象となります。
19		私達夫婦には子供がいません。自分(夫)の年齢は40歳を超えており、妻の年齢が40歳未満です。住宅を取得し親と同居する場合、対象となりますか？	○	夫婦の場合は、どちらか一方が基準日時点において40歳未満であれば、対象となります。
20		新築後に結婚(入籍)しましたが配偶者加算は受けられますか？	×	配偶者の有無を基準日現在で判断するため、配偶者加算の対象となりません。
21		現在妊娠中ですが、子育て加算は受けられますか？	△	基準日までに出産された場合は加算の対象となります。基準日現在で妊娠中の場合は、子育て加算の対象となりません。
22		子供がまもなく高校生になりますが、子育て加算は受けられますか？	△	基準日現在で中学生の場合は加算の対象となります。
23		子供が学校の寮などに入居しており住所の異動ができない場合、子育て加算の対象となりますか？	×	住民票の異動がない場合は、補助金の対象となりません。
24	補助金交付後について	補助金の交付を受けた後、都合により市外へ転出することになりました。このような場合はどのようになるのでしょうか？	/	この補助金は多世代同居による定住促進を目的としています。この場合は目的と異なることとなりますので、補助金を返還していただくこととなります。ただし、単身赴任や修学等で世帯構成員の一部の方のみが転出する場合は返還の必要はありませんので、ご相談願います。
		補助金の交付を受けた後、親が亡くなりました。補助金を返還する必要がありますか？	/	補助金の交付後に世帯の一部が亡くなった場合等は返還の必要はありませんので、ご相談願います。
25		仕事の都合で単身赴任の予定があります。10年以上定住することが要件にありますが、補助金を返還しなければなりませんか？	/	単身赴任に伴う市外への転出は、補助金の返還は必要ありません。子どもが就職・進学などにより転出する場合も同様です。
26	申請手続きについて	申請期限はいつですか？	/	新築住宅は基準日から6カ月以内、中古住宅は基準日から1年以内に申請をする必要があります。
27		先着順ですか？	/	補助金は予算の範囲内で交付することとなりますが、予算が不足した場合には補正予算で追加することを予定しています。※ただし、補正予算については議会の議決が必要となります。
28	その他	住宅ローン減税の適用について	/	本制度による補助金は、住宅の取得等に対して交付されるものですから、住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)の適用を受ける場合、当補助金額を住宅取得対価の額から差し引く必要があります。 [問い合わせ先:喜多方税務署 0241-24-5050]
29		他の補助金を受けていても申請できますか？	△	本事業と同様の国又は地方公共団体が行う事業については重複して申請できません。以下を参考としてください。 ×重複不可のもの 例)福島県多世代同居取得支援事業補助金 喜多方市若者定住促進事業補助金 喜多方市移住者住宅取得支援事業補助金 ○重複可能なもの 例)喜多方市再生可能エネルギー設備等設置費補助金 国土交通省すまい給付金 ふくしまの未来を育む森と住まいのポイント事業 ※他の補助金は事業が終了している場合があります。